

各 位

公益財団法人
伊丹市文化振興財団
事務局総務課

公益財団法人への移行認定について

財団法人伊丹市文化振興財団（理事長 石原 熙勝）では、平成 22 年 2 月 12 日に、兵庫県知事あてに公益財団法人として公益目的事業を推進するための公益認定申請をいたしました。この平成 22 年 6 月 22 日付で兵庫県知事より、公益財団への移行認定通知をいただきました。

そして、7 月 1 日に法務局への登記を経て「**公益財団法人 伊丹市文化振興財団**」と名称変更し引き続き、伊丹市での文化芸術振興事業および文化施設の管理運営事業を実施してまいります。

今回の公益認定は、県内の県や市が出資している文化振興財団の中でも第 1 号で、伊丹市の外郭団体としては、1 法人目となります。

公益財団として運営を継続するには、様々な制約もありますが、心豊かで公益的な文化芸術振興事業を行いながら、“夢と魅力のあるまち伊丹”のまちづくりに寄与するため、これからも関係者一丸となってより一層まい進してまいります。

参考 1 公益財団法人の主なメリット

寄附者(個人・法人)は税額控除等の優遇措置を受けることができる。

法人としては法人税などに優遇税制を受けることができる。

登記のみで認可される一般財団法人と違い「公益財団法人」と認定され、社会的信用が高まることが期待される。

参考 2 公益認定とは

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人に関する制度改正が施行されました。民法第 34 条に基づいて設立された社団法人及び財団法人は、全国に約 25,000 団体ありますが、すべての法人は、この制度改正により施行日より以降 5 年の間に、一般財団法人または公益財団法人もしくは普通法人のいずれかに移行または解散の手続きをしなければならないことになっています。

内閣府の HP によりますと、平成 22 年 5 月末現在、法人の新規設立を含めた全国の公益認定申請件数は 574 件で、うち 322 件が公益認定を受けています。また兵庫県下の状況は（H19.4 現在 589 団体）申請が 24 件（うち公益移行認定申請が 17 件、新規認定 1 件）で公益移行認定処分件数が 10 件、新規の公益認定処分が 1 件（平成 22 年 5 月末現在）です。

【お問合せは】

公益財団法人

伊丹市文化振興財団

総務課長 桐野

〒664-0895 伊丹市宮ノ前 1-1-3

伊丹市立文化会館(いたみホール)内

電話 072-778-8788

Eメール itami-culture@bca.bai.ne.jp